

7月中間報告以降の検討状況について

I 委員会・PTの再編について

II 事務局体制の強化(広域対応／シンクタンク機能)について

平成23年12月20日

# I 委員会・PTの再編案(方向性)について

**大前提： 組織を肥大化させず、  
「コンパクトで戦える体制」を目指す！**

## [議論の方向性]

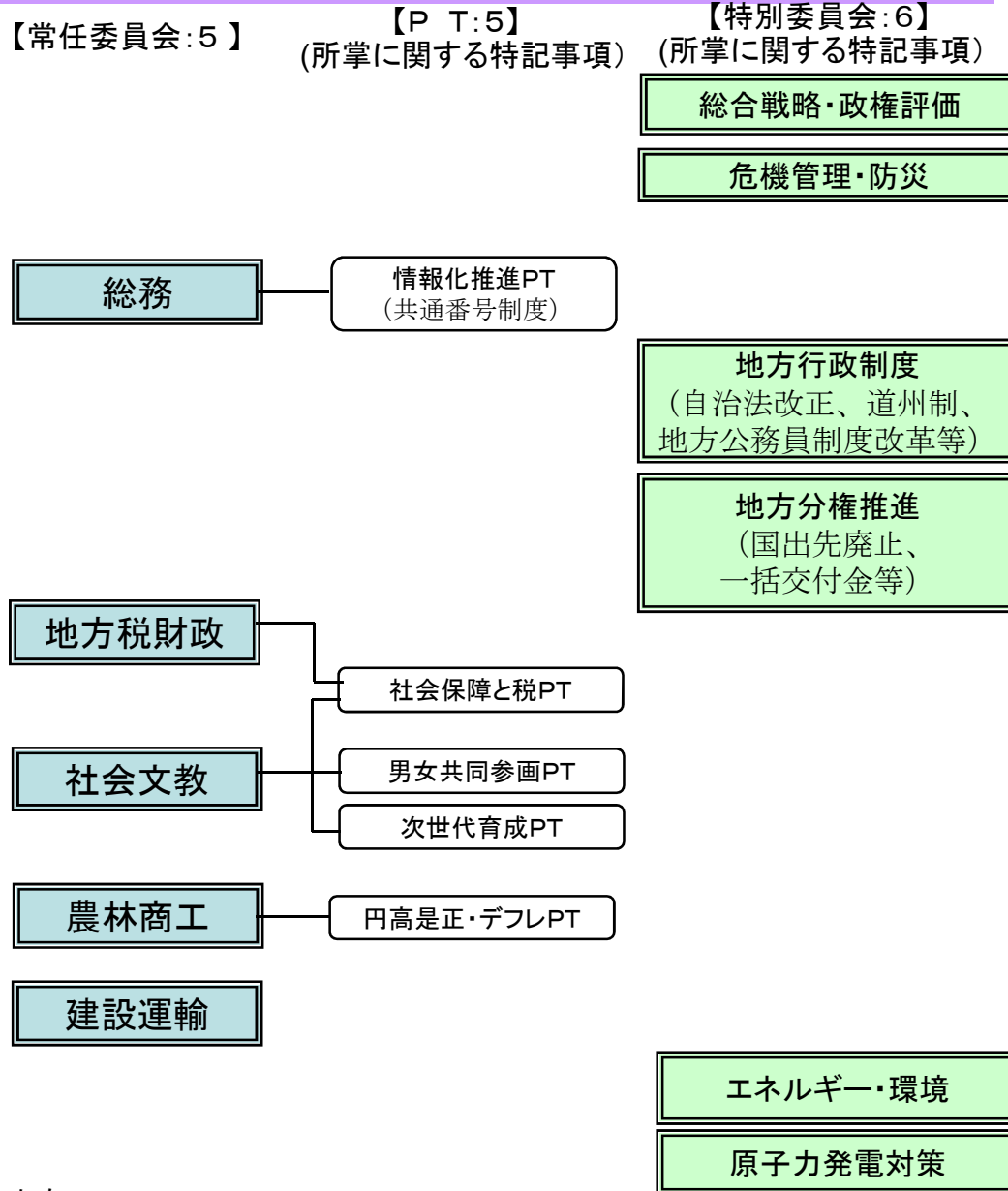
- ・ 「国と地方の協議の場」への対応等の観点から、委員会を充実し、委員会での議論を主体とすべき。  
「知事会議の日」の徹底などにより、知事本人が会議に参加することが何より重要。
- ・ 委員会の中でも、時限的・臨時的なテーマを主に扱うことが想定されるものや、扱うテーマから、短期的・集中的な議論を行うことが想定されるものは、「特別」委員会として整理(5常任委、6特別委)
- ・ 知事会運営など、基本的事項を議論する「総合戦略・政権評価特別委員会」は、委員の選任に留意が必要(会長指名など)
- ・ PTも知事会規約に位置づけ、常任委員会の下部組織とした上で、特定の政策課題に限定した議論を行い、設置期間も限定すべき

# I 委員会・PTの再編案(現状との比較)について

## 【 現状 (H23.10.1時点) 【第1フェーズ】】



## 第2フェーズ (案)



(注) ※印のP Tは、7月の全国知事会以降に「新設」又は「再編」したもの。  
基地問題等について効果的な解決を諮るための組織として、別途「渉外知事会」がある。

# I 委員会・PTの再編案(選任方法等)について

## ① 委員会(常任／特別)・PTへの参画

- ・ 常任委員会への参画は、「地方知事会推薦」による(おおむね10名程度)
- ・ 特別委員会への参画は「希望制」による
- ・ PTへの参画は、上位の常任委員会のメンバー外からの参加も可能

## ② 委員長・PT長の選任方法

- ・ 委員長は会長が指名する
- ・ 副委員長を増やし、体制を強化する
- ・ PT長は、原則、上位の常任委員会のメンバーとする  
(特に必要な場合は、メンバー外から会長が指名)

## ③ 意思決定について

- ・ 常任委員会とPTとの意思決定を明確にするため、PT長は関係する常任委員会の副委員長を兼ねる
- ・ 「社会保障と税の一体改革」など、常任委員会をまたがる課題には、適宜PTを設け対応する。  
この場合、関連する常任委員会の副委員長を“たすきがけ”とする等で対応  
[参考①]

# (参考①) 委員会・PTの再編案(長の関係)について

①パターンA: PTなし

建設運輸

{ 正委員長 }  
{ 副委員長 } ※複数

②パターンB: PTあり

農林商工

{ 正委員長 }  
{ 副委員長 }  
{ 副委員長 兼 PT長 } 円高是正・デフレPT

③パターンC: 委員会が関連する場合

地方税財政



社会文教

{ 正委員長 }  
{ 副委員長 }  
{ 副委員長 }  
{ 正委員長 }  
{ 副委員長 }  
{ 副委員長 兼 PT長 }  
{ 副委員長 兼 PT長 }  
{ 副委員長 兼 PT長 }

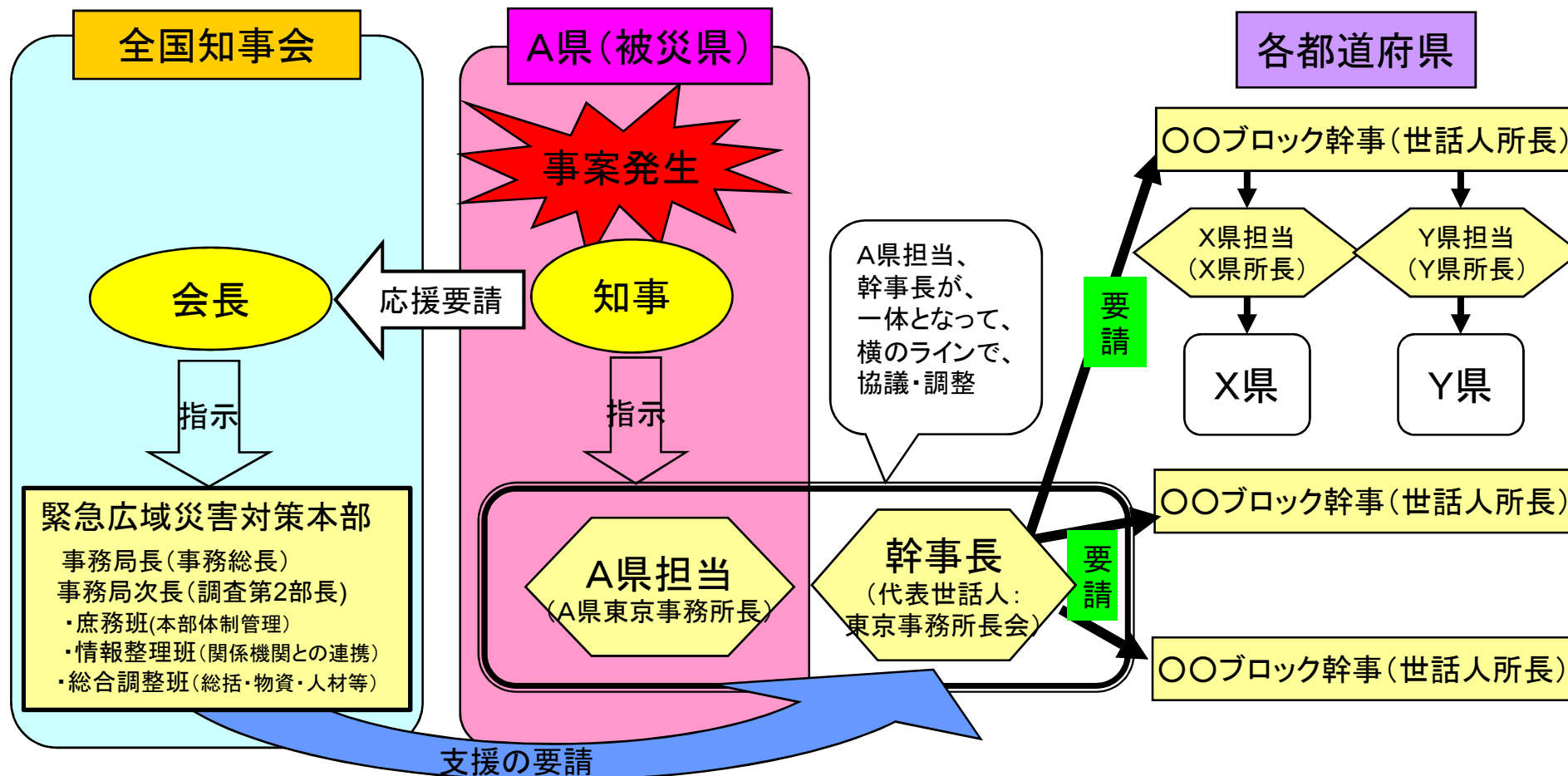
兼務

社会保障と税PT  
男女共同参画PT  
次世代育成PT

## Ⅱ 事務局体制の強化(広域対応)について

### 基本的な考え方

中間報告(23年7月)の考え方をベースに、  
現在の東京事務所長会の機構(代表世話人・世話人所長)を活用



(注) 知事会「緊急広域災害対策本部」への東京事務所からの応援のしくみや、業務内容については、現在、東日本大震災復興協力本部において検討中

## Ⅱ 事務局体制の強化(シンクタンク機能)について

